

=旧料金=(2020年3月31日まで)

体育館専用（団体）利用料

1. 通常料金

利用料金			9:00~12:00		13:00~15:00		17:30~21:00		
					15:00~17:00				
			平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	
第一体育室	全面	一般	¥6,000	¥7,200	¥4,800	¥5,760	¥10,800	¥12,960	
		生徒等	¥3,000	¥3,600	¥2,400	¥2,880	¥5,400	¥6,480	
	半面	一般	¥3,000	¥3,600	¥2,400	¥2,880	¥5,400	¥6,480	
		生徒等	¥1,500	¥1,800	¥1,200	¥1,440	¥2,700	¥3,240	
第二体育室	全面	一般	¥3,000	¥3,600	¥2,400	¥2,880	¥5,400	¥6,480	
		生徒等	¥1,500	¥1,800	¥1,200	¥1,440	¥2,700	¥3,240	
	半面	一般	¥1,500	¥1,800	¥1,200	¥1,440	¥2,700	¥3,240	
		生徒等	¥750	¥900	¥600	¥720	¥1,350	¥1,620	
第三体育室	全面	一般	¥3,600	¥4,320	¥3,200	¥3,840	¥8,000	¥9,600	
		生徒等	¥1,800	¥2,160	¥1,600	¥1,920	¥4,000	¥4,800	
	半面	一般	¥1,800	¥2,160	¥1,600	¥1,920	¥4,000	¥4,800	
		生徒等	¥900	¥1,080	¥800	¥960	¥2,000	¥2,400	
弓道場		一般	¥2,200	¥2,640	¥1,900	¥2,280	¥4,800	¥5,760	
		生徒等	¥1,100	¥1,320	¥950	¥1,140	¥2,400	¥2,880	
トレーニング室		一般	¥1,200	¥1,440	¥1,000	¥1,200	¥2,800	¥3,360	
		生徒等	¥600	¥720	¥500	¥600	¥1,400	¥1,680	
研修室			¥1,200	¥1,440	¥1,000	¥1,200	¥2,800	¥3,360	

2. 冷暖房実施期間料金（6月1日～9月20日および12月1日～3月20日）

利用料金			9:00～12:00		13:00～15:00		17:30～21:00		
					15:00～17:00				
			平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等	
第一体育室	全面	一般	¥8,400	¥9,600	¥6,720	¥7,680	¥15,120	¥17,280	
		生徒等	¥4,200	¥4,800	¥3,360	¥3,840	¥7,560	¥8,640	
	半面	一般	¥4,200	¥4,800	¥3,360	¥3,840	¥7,560	¥8,640	
		生徒等	¥2,100	¥2,400	¥1,680	¥1,920	¥3,780	¥4,320	
第二体育室	全面	一般	¥4,200	¥4,800	¥3,360	¥3,840	¥7,560	¥8,640	
		生徒等	¥2,100	¥2,400	¥1,680	¥1,920	¥3,780	¥4,320	
	半面	一般	¥2,100	¥2,400	¥1,680	¥1,920	¥3,780	¥4,320	
		生徒等	¥1,050	¥1,200	¥840	¥960	¥1,890	¥2,160	
第三体育室	全面	一般	¥5,040	¥5,760	¥4,480	¥5,120	¥11,200	¥12,800	
		生徒等	¥2,520	¥2,880	¥2,240	¥2,560	¥5,600	¥6,400	
	半面	一般	¥2,520	¥2,880	¥2,240	¥2,560	¥5,600	¥6,400	
		生徒等	¥1,260	¥1,440	¥1,120	¥1,280	¥2,800	¥3,200	
弓道場		一般	¥2,200	¥2,640	¥1,900	¥2,280	¥4,800	¥5,760	
		生徒等	¥1,100	¥1,320	¥950	¥1,140	¥2,400	¥2,880	
トレーニング室		一般	¥1,680	¥1,920	¥1,400	¥1,600	¥3,920	¥4,480	
		生徒等	¥840	¥960	¥700	¥800	¥1,960	¥2,240	
研修室			¥1,680	¥1,920	¥1,400	¥1,600	¥3,920	¥4,480	

(1)「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。

(2)アマチュアスポーツを利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該利用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。

(3)アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。

(4)「生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合

ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

(5)特別に電気その他を利用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。

(6)許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金

(第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては当該号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額

(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

3.初芝体育館共用利用

	一般	生徒等	高齢者・障害者
体育館 (1種目1回)	¥200	¥100	¥100
弓道場 (1回)		¥100	—
トレーニング室 (1日)	¥200	¥100	—

- (1) 「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) 「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。
- (3) 「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳を所持する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者、若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者福祉手帳を所持する者をいう。また、障害者の介助者1名についてもこの料金を適用する。

4.付属設備利用料

種類	単位		利用料金	種類	単位		利用料金
マイク	1本	1回	300円	卓球用フェンス	1枚	1回	30円
音響	1式	1回	500円	ウレタンマット(厚)	1枚	1回	500円
放送室設備費	1式	1日	2,000円	フロアシート	1枚	1回	50円
ストップウォッチ	1個	1回	100円	長机	1脚	1回	50円
トランポリン(練習用)	1台	1回	1,000円	補助椅子	1脚	1回	20円
レクリエーション器具	1式	1回	2,000円	マット(長)	1枚	1回	100円
審判台	1台	1回	100円	マット(短)	1枚	1回	50円
得点板	1台	1回	100円	スポーツタイマー	1台	1回	500円
移動ステージ	1台	1回	1,000円	卓球得点板	1台	1回	50円
				コインロッカー	1個所		50円

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料を徴収しない。
- (2) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの使用についても同様とする。

5.野球場利用料

初芝野球場

区分		7:00~ 9:00	9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00
1面	一般	¥2,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000
	生徒等	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000

白鷺公園野球場

区分		7:00~ 9:00	9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00
1面	一般	¥1,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000
	生徒等	¥500	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000

(1)「生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は生徒が学校教育活動において利用する場合

ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

6.テニスコート利用料

区分		8:00~ 9:00	9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 18:00	17:00~ 19:00
1面	一般	¥600	¥1,200	¥1,200	¥1,200	¥1,200	¥600	¥1,200
	生徒等	¥300	¥600	¥600	¥600	¥600	¥300	¥600

(1)「生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合

ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

(2) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては当該号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

7.初芝テニスコート共用利用

区分	利用料
1人2時間	¥100